

◎発注者・解体等工事事業者の方へ◎

～杉並区建築物等の解体工事及び アスベスト飛散防止に関する指導要綱について～

杉並区では、「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」に基づき、建築物等の解体等工事による公害防止及びアスベスト飛散防止対策を行っています。発注者及び解体等工事事業者の方は建築物等の解体等工事を行う際は、以下の調査や届出を行う必要があります。

1. 建築物等のアスベストの有無を調査してください

建築物の解体及び改修を行う際は、事前に設計図書等による書面調査及び現場での目視調査を行い、その調査ではアスベストの有無が明確にならない場合には、分析調査等により吹付けアスベスト等やアスベスト含有成形板の使用の有無を調査してください。分析調査をせずにアスベスト含有とみなすことはできませんが、アスベスト非含有とみなすことはできません。

2. 調査結果を掲示してください

1により調査した結果をA3以上の大きさと工事開始**7日前**までに工事現場の見やすい場所に掲示してください。アスベストの使用が無い場合でも無い旨の掲示をしてください。

なお、表示書式は区のHPからもダウンロードできます (<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>)。

表1. アスベスト含有成形板がある場合

解体等工事に関するお知らせ		記入例	
大気汚染防止法第18条の15第5項、同法施行規則第16条の4第2号、杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱第5条第2号の規定により、解体等の作業について、以下のとおり、お知らせします。			
工事の名称:	※工事名称をご記入ください。		
工事の場所:	杉並区 ※住所をご記入ください。		
届出年月日等			
大気汚染防止法第18条の17第1項及び18条の1第1項、同法施行規則第16条の4第2号、杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱第9条第1項の規定による届出	杉並区環境部環境課	令和 年 月 日	
労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出及び石綿障害予防規則第5条第1項による届出	新宿労働基準監督署	令和 年 月 日	
※アスベストの調査日	調査終了年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
※お知らせ看板の設置日	看板表示年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
解体等工事期間	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日～令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
調査方法の概要(調査箇所)			
分析	・ 設計図書	・ 目視	・ その他()
調査結果の概要(部分と種類)			
※ アスベスト不使用の場合は、その旨をご記入ください。 ※ 成形板等がある場合は、場所等をご記入ください。			
アスベスト粉じんの飛散防止対策の内容			
※ 粉じん飛散防止対策についてご記入ください。 例) ・周囲を防じんシートで囲います。 ・散水を十分しながら除去します。 ・湿潤化したのち、手ばらして除去します。			
発注者等(届出者)	氏名又は名称		
	住所		
解体工事の受注者(調査者)	氏名又は名称		
	住所	※ 住所と電話番号をご記入ください。	
現場責任者	氏名		
	連絡先	※ 連絡先電話番号をご記入ください。	
その他必要な事項			

大きさはA3以上とすること

アスベストが使用されていない場合
「アスベストは使用されていません
でした。」と記入してください。

アスベストが使用されていない場合、
この枠は斜線を引いてください

3. 近隣へ説明をしてください

解体工事（アスベスト除去工事を含む）を実施する際は、工事の内容について、事前に近隣住民へ説明を行ってください。以下の届出で、**原則**、区へ報告を行っていただきます。

実施日：工事開始の**7日前**まで

説明範囲：解体工事を行う建築物等の敷地境界から建築物等の高さに等しい水平距離の範囲、ただし、建築物等の高さが15m以下の場合は15mの水平距離の範囲

届出書類等：「解体工事計画届出書」、説明資料（チラシ等）、説明範囲（地図または名簿等）

※ 吹付けアスベスト等除去等工事がなく、解体床面積が80㎡未満の解体工事の場合は、この届出は不要です。「解体等工事のお知らせ」の掲示や住民説明は必ず行ってください。

4. 届出をしてください

1) 解体工事を行う場合

解体床面積が80㎡以上の解体工事を行うときは工事開始の**7日前**までに、解体工事計画届出書により区へ届け出てください。

次の「吹付けアスベスト等除去等工事を行う場合」もこの届出は必要です。

2) 吹付けアスベスト等除去等工事を行う場合

吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、除去等工事開始日の**14日前**（届出日は含めないで実質15日前）までに区に届出が必要です。

材料の区分や建築物等の規模によって必要な届出が異なります。詳細については表3を参照してください。届出後、工事開始前に区による立入調査を実施しています。

表2. 届出が必要なアスベスト材料

材料区分		建築材料の具体例	
吹付け材	吹付け石綿	①吹付け石綿 ③石綿含有ひる石吹付け材	②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) ④石綿含有パーライト吹付け材
保温材等	石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材	②煙突用断熱材
	石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材	②石綿含有けいそう土保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑥石綿含有水練り保温材
	石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆板 ③石綿含有耐火被覆塗り材	②石綿含有けい酸カルシウム板第二種

表3. 吹付けアスベスト等届出一覧

規制等の対象			大気汚染防止法	東京都環境確保条例	杉並区指導要綱		
施設	材料	規模要件		特定粉じん排出等作業 実施届出書 (様式3の4)	石綿飛散防止方法等 計画届出書 (第35号様式)	吹付けアスベスト等飛散 防止方法等計画届出書 (第1号様式)	解体工事計画届出書 (第2号様式)
		延べ床面積	吹付け面積				
建築物等 (建築物そ 他の工作 物)	吹付け材	500㎡以上	規模区分なし	○	○	×	○
		500㎡未満	15㎡以上	○	○	×	○
			15㎡未満	○	×	○	○
	保温材等	500㎡以上	規模区分なし	○	○	×	○
500㎡未満		○		×	○	○	

※ 添付資料：付近見取り図、建築物等の配置図、標準作業工程図、工程表など

(大気汚染防止法と東京都環境確保条例または杉並区指導要綱の両方を提出する場合、添付資料は1部で結構です)

届出・問い合わせ先

杉並区環境部環境課公害対策係

03-3312-2111 (内線 3708、3709、3713)